

事件番号 令和4年(行ウ)第3号
原告 佐倉邁 他2名

準備書面

津地方裁判 御中

令和4年3月10日

原告代表 佐倉邁
〒510-0242
三重県鈴鹿市

原告 内田 信也
〒510-0254
三重県鈴鹿市

原告 橋詰 圭一
〒510-0226
三重県鈴鹿市

令和4年2月25日付事件番号令和4年(行ウ)第3号
公有地無償貸与取り消し請求事件、求釈明書に対する回答

回答

1 求釈明1、 被告および請求の趣旨について。

原告回答 異議なし同意する。

2 求釈明2、 請求の原因について

求釈明2—(1) 令和3年8月2日の報道に該当する書証の提出について。

原告回答 別紙、中日新聞写しを「甲第13号証」として提出する。

求釈明2—(2) 「公園利用者や、一般市民は令和3年8月2日に報道されるまで、公園がアンリミテッドに無料で貸与されサッカー場が建設されることを

知らなかった」。とあるが、これは、上記報道により、原告らも別紙1（甲7）の許可処分を知ったという意味に理解しても良いか。

求釈明2－（2）に対する原告回答

（イ）異議あり、否定する。「令和3年8月2日の報道」は本件の裏付けを示す資料として後日公園を愛する会員から情報として寄せられたもので後日知った資料にすぎないものである。

（ロ）甲7号は令和3年9月24日の鈴鹿市への情報公開請求で知った資料（甲第14号証）にすぎず、市行政への不信を深める要因となったものにすぎない。

求釈明2－（3）「仮にそうであると・・・訴えの期日6カ月を過ぎて・・・」

求釈明2－（3）に対する原告回答

求釈明2－（3）の仮に・・・は求釈明2－（2）の回答（イ）の原告回答により期日経過は成立しない。

原告らが告訴を意識認識したのは被告一見県知事が我々九千人の青少年の森公園を破壊するサッカー場建設に反対する署名者の意思を無視した令和4年2月4日である（甲第15号証）。

以上。

証拠方法

別紙、甲第13号証、甲第14号証、甲第15号証添付。